地区計画の区域内における行為の届出書

令和　　年　　月　　日

盛　岡　市　長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　都市計画法第５８条の２第１項の規定に基づき、

　　土地の区画形質の変更

　　建築物の建築又は工作物の建設

　　建築物の用途の変更　　　　　　　　について、下記により届け出ます。

　　建築物等の形態又は意匠の変更

　　木竹の伐採

記

１　行為の場所　　　　　　盛岡市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（仮換地　第　　　　街区　　　　　　　　画地）

２　行為の着手予定日　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

３　行為の完了予定日　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

４　設計又は施工方法

|  |  |
| --- | --- |
| (1)土地の区画形質の変更 | 区 域 の 面 積　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| (2) 建築物の建築又は工作物の建設 | (ｲ)　行為の種別（建築物の建築・工作物の建設）（新築・改築・増築・移転） |
| (ﾛ)設計の概要 |  | 届出部分 | 届出以外の部分 | 合計 |
| (ⅰ)敷地面積 |  |  | ㎡ |
| (ⅱ)建築又は建設面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| (ⅲ)延べ面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| (ⅳ)高さ地盤面から　　　　ｍ | (ⅴ)用　　　　　　途 |
| (ⅵ)垣又はさくの構造 |
| (3)建築物等の用途の変更 | (ｲ) 変更部分の延べ面積 | (ﾛ) 変更前の用途 | (ﾊ) 変更後の用途 |
| ㎡ |  |  |
| (4)　建築物等の形態又は意匠の変更 | 変更の内容 |
| (5)　木竹の伐採 | 伐採面積　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㎡ |

備考

１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。

３　同一の土地の区域について２以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

地区計画の区域内における行為の届出書

|  |
| --- |
| **記入例** |

**令和○○**年**○○**月**○○**日

盛　岡　市　長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　住所**盛岡市○○○○○○番○○号**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　**盛　岡　太　郎**

　都市計画法第５８条の２第１項の規定に基づき、

　　土地の区画形質の変更

　**○**建築物の建築又は工作物の建設

　　建築物の用途の変更　　　　　　　　について、下記により届け出ます。

　　建築物等の形態又は意匠の変更

　　木竹の伐採

記

１　行為の場所　　　　　　盛岡市　**向中野字向中野○○－○、○○－○、○○－○**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（仮換地　第　**○○**　街区　　**○○**　画地）

２　行為の着手予定日　　　　　令和　**○○**年　**○○**月　**○○**日

３　行為の完了予定日　　　　　令和　**○○**年　**○○**月　**○○**日

４　設計又は施工方法

|  |  |
| --- | --- |
| (1)土地の区画形質の変更 | 区 域 の 面 積　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| (2) 建築物の建築又は工作物の建設 | (ｲ)　行為の種別（建築物の建築・工作物の建設）（新築・改築・増築・移転） |
| (ﾛ)設計の概要 |  | 届出部分 | 届出以外の部分 | 合計 |
| (ⅰ)敷地面積 |  |  | **３５０** ㎡ |
| (ⅱ)建築又は建設面積 | **１８０．５** ㎡ | **－**　　㎡ | **１８０．５**㎡ |
| (ⅲ)延べ面積 | **３００．３** ㎡ | **－**　　㎡ | **３００．３**㎡ |
| (ⅳ)高さ地盤面から　**８．０** ｍ | (ⅴ)用　　　　　　途　　**専用住宅** |
| (ⅵ)垣又はさくの構造　　**生垣、ｺﾝｸﾘｰﾄ基礎H=0.4m** |
| (3)建築物等の用途の変更 | (ｲ) 変更部分の延べ面積 | (ﾛ) 変更前の用途 | (ﾊ) 変更後の用途 |
| ㎡ |  |  |
| (4)　建築物等の形態又は意匠の変更 | 変更の内容 |
| (5)　木竹の伐採 | 伐採面積　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㎡ |

備考

１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。

３　同一の土地の区域について２以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。